（本號八面）　明治廿五年三月十一日遞信省認可　明治二十五年十一月十七日　（定價金二錢）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

、時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千五百二號
明治廿五年十一月十七日木曜日
舊暦壬辰九月廿八日（癸、丑）
日出午前六時二十分　日入午後四時三十二分
月出午前三時五十七分　月入午後三時十五分
滿潮午前三時五十八分　午後四時十七分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵達スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

國會と府縣會

國會開設以來議員の擧動を見るに其主義人物は兎も角も議場の議論は實際に行ふ可らざるの空論多くして責任の心掛に疎なるもの〻如し開會匆々充分の事は迚も望む可きに非ざれども西洋諸國の例を見るに國會本來の本職は立法の一事に外ならずと雖も實際に於ては政治の原動力と爲りて自から任ずること輕からざるに其例に倣ふたる日本の國會にして獨り然らざるは自から原因なきに非ざるが如し凡そ人間の工風は先入、主と爲るの常にして或は稱して新機軸を出したりと云ふ其新機軸も兎角先入の思想を脫せざるもの多し例へば蒸汽車の如き全く新發明のものなれども客車の形と云ひ其構造と云ひ大凡そ在來の馬車と同樣にして特に新形として認む可きものなきが如く又世間の人が火災等の爲に家を失ふて之を新築するに當り建物の方向、間取の工合等、大抵は從前の趣向にして大に規模を變ずるもの少なきが如く先入の思想外に超然たる新工風は極めて稀れなるの例を見る可し日本の國會は明治二十三年に始まりて外國の例を外にして別に模範とす可きものはなき筈なれども議場の有樣に據て察すれば或は從來の府縣會を先入の主として同樣の心得を以て從事するものには非ずやと聊か疑ふ所なきを得ず如何となれば府縣會に於て經費節減の說あれば國會に於ても同樣の說流行し府縣會は法律の見解を異にして知事を相手とすれば國會も憲法の解釋に就て政府と爭ひ府縣會に知事の不親切なる所行を議事錄に記すの慣行あれば國會も議場限りに撰擧干涉の議決を爲す等、兎角先例を追ふの觀あればなり若しも今の議員の人々が國會を以て恰も府縣會の大なるものと心得、同一の筆法を以て國事を議することならんには間違の甚しきものなれば我輩は大に其非を鳴らして反省を乞はざるを得ず抑も今の府縣會は地方經濟の費目を議し其の採用に供するに過ぎず云はゞ理事者の立會役にして自から其治務に當るの權力あるに非ず即ち法律上に權力なきは勿論なれども實際に於ても府縣會の議員が一轉して知事の地位に代るは到底能はざる處なるが故に畢生の能事は唯消極的に理事者を掣肘して其働を不自由ならしめ或は不親切の擧動あるときは之を議事錄に留めて纔に不平を漏らすを以て足れりと爲さゞるを得ず即ち會の地位たる地方經濟の監督に止まりて自から事に當るものに非ざれば斯る窮策に出づるも亦止むを得ざる所なれども國會は之と異にして事體の全く別なるを知らざる可らず或は今日の有樣に於ては責任內閣の實行も遽に望む可らずして今の議員の人々が自から局に當るが如き尙は覺束なきが如しと雖も政治上の實勢は漸く其方向に赴き漸く議會に重きを歸するに至るは自然の成行なるが故に議員たるものは假令ひ局に當らざるも機運一轉すれば明日にも其實を見るやも知る可らずと覺悟して自から國事の重きに任ぜざる可らざる筈なるに開設以來の趣きを見れば年々歲々同樣の觀を呈し恰も府縣會の議員が知事に對する立會役の筆法を演して其非を悟らざるは國會その物の體面に對しても恥しき擧動と云はざるを得ず或は今の政府には年來の失策も多く又當局者の擧動に就ても非難す可きの點少なからず何れも等閑に付す可きものに非ざれば其攻擊す可きものを攻擊するは固より至當の沙汰にして敢て咎む可らずと雖も政府の案とあれば一も二もなく排斥して其得失を顧みず或は迚も行はる可らざる問題を提出して實施を期するが如きは議會自から輕んずるものにして若しも一旦地を易へ自から政府の局に當りたるものと假定して考ふるときは其輕卒を悔ゆると同時に無理の注文たるを知るに難からざる可し例へば軍艦の製造の如き政府の案にして果して非ならば詳に其次第を述べ海軍の擴張は目下の急なれども其計畫には自から順序なきを得ざれば先づ一定の方針を定めて次第に着手す可しとの說にてもあらんには自から理由も明なれども單に不信用云々を以て其案を排斥するに至りては無責任の論と云はざるを得ず又地租輕減地價修正の問題の如き自から局に當るも尙は之を實行するの覺悟ありや否や世務百端なる文明の世界に立て國の體面實力を維持するの成算とてはなく徒に民力休養云々の陳腐說を唱へて立國の根本を動さんとするは到底行ふ可らざるの注文にして是れ又無責任の論と云はざるを得ず國會をして府縣會と同じく單に政府の立會役たるに止まらしめんとならば無責任の論も可なれども苟も然らずして眞實日本の國會たる實を收めんとする以上は從來の筆法を止にして自ら國事の重きに任ず可きものなり

官報

○內務省告示第四十五號

一日本銀行玩弄劵（日本銀行五圓兌換銀劵ニ擬摸シタルモノ）　一枚　發行者　未詳

右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス

明治二十五年十一月十六日　內務大臣伯爵井上馨

○臨時博覽會事務局告示第十四號

明治二十四年（十二月）臨時博覽會事務局告示第五號鑑査規則第四條中左ノ通改正ス

明治二十五年十一月十六日　臨時博覽會事務總裁　農商務大臣伯爵後藤象二郎

第四條ノ一項

鑑査ヲ受クヘキ出品物ハ差出シタル日ヨリ鑑査結了ノ日マテ臨時博覽會事務局ニ於テ相當ノ保護ヲ爲スヘシ但萬一毀損紛失等ノ場合ニ於テハ本局其責ニ任セス

臨時博覽會事務局告示第十四號參照

臨時博覽會事務局告示第五號鑑査規則（明治二十四年十二月廿三日）抄錄

第四條第一項

鑑査ヲ受クヘキ出品物ハ鑑査上必要ノ場合ヲ除クノ外臨時博覽會事務局ニ於テ保管スルノ限ニアラス

○第二豫備金支出

明治二十五年度第二豫備金支出

第十七回

一金七百七十四圓七十五錢九厘　第三高等中學校醫學部水害修補費

本年七月岡山縣下暴風洪水ノ節第三高等中學校醫學部ノ建物損害ヲ蒙リタルカ爲メ之カ修繕中ノ費用ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀文部大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十日勅裁ヲ得タリ

明治二十五年十一月十六日　大藏大臣渡邊國武

○警視廳告示第十五號

淺草區新谷町及北豐嶋郡南千住町元三ノ輪村等ニ於テ牛疫發生シ猶ホ蔓延ノ兆候アルヲ以テ左ノ地域內牛ノ出入往來ヲ禁止ス

明治二十五年十一月十六日　警視總監園田安賢

淺草雷門ヨリ馬道町通ヲ北ヘ田町ヲ經テ日本堤ニ出テ之ニ沿テ下谷區三ノ輪橋ニ至リ金杉通ヲ西南ニ坂本町一丁目巡査派出所前ヨリ左ヘ又右ヘ曲リ車坂町馬車鐵道線路分岐點ニ至リ之ヨリ左ヘ線路ニ沿テ雷門ニ至ル地域內及北豐嶋郡南千住元三ノ輪村字箕里

但周圍ノ街道ハ除ク

雜報

○北海道廳の土地貸下事務　北海道廳にて是迄未開の土地を貸下ぐるには第二部に殖民地理の兩課ありて殖民課は專ら殖民適當の原野を撰定し之に區畫割を施したる上地理課へ引渡せば地理課は貸下規則に照して合格の志願者へ貸下ぐるの手續きなりしが此地理課には殊の外所管の事務多くして手廻り兼ぬるが爲め動もすれば緩慢に失するの不都合を免れざるより今度多少其手續を改正し已に區畫割を施したる分に限り殖民課にて直接に貸下げを爲す事に定めたる趣にて從來苦情多かりし貸下の緩慢も之が爲め幾分か減少すべしと云ふ

○來年の貸下殖民地　北海道廳にては兼て移住人民へ未開の殖民地を貸下げんが爲め豫め殖民撰定地に就て區畫割を行ふ事なるが本年已に其區畫割を終りたる原野も甚だ多く中にも石狩國上川郡なる近文、雨紛兩原野の如きは曾て記したる如く千二百六十戸分を區畫したれども此兩原野には其區畫割の前よりして已に五百五十戸の移住者ありと云ひ其他の八百十戸分とても貸下の停止を解くや之が貸下を出願したる者已に千二百餘名の多きに及びたりと云へば兩原野は本年中に貸下濟みと爲るべし左れば來る二十六年に區畫割を終りて貸下と爲るべきは石狩國夕張、膽振國千歲の兩原野にて千八百戸、十勝國十勝川沿岸の原野三千五百餘戸、其他北見國湧別、宗谷の原野等若干戸なるよし

○銀杯寄贈　憲兵司令部附陸
去月三十一日滿期退職したる
廣嶋、熊本の各憲兵隊長より
銀杯一個を添て同氏に寄贈し
城外三縣に於ける憲兵隊新設
ん爲めなりと

○山形縣會の紛擾　同縣會の
に就て議論頗る沸騰し土木工
に工事を撿分せしむるとし
り退場せんとするとき議員沼
日議長の所置は甚た不公平な
も亦調査委員の任に在りて
合ならずやと反詰せしより
聽席にありし自由派の壯士來
やら脅迫がましき言を吐き居
場は無事に濟みたるも遂に
ありために自由派の壯士中
のありしが取調べの上一先で

○ストラッツ氏遞信省へ出頭
雇聘され同國の郵政に盡力し
察官ストラッツ氏は先頃より
なるが一昨日午前遞信省へ
次長其他同省官吏に面會し
を丁寧に談話し且滯京中同省
を謝し近日歸國の旨を告げ

○小學教員撿定試驗　東京府
竹早町なる東京府師範學校內
執行中なり其志願者は二百餘
了すべき見込なれば及第證書
べしと云ふ

○關西各新聞雜誌社員秋期懇
面の秋錦樓に開會したり今回
の注意にて當日來會者は一先
の茶屋に集まり同所より腕車
るは十一時過ぎなりし聽て擧
間に上野理一氏の挨拶安藤久
歡語の後思ひ〳〵に同會場
布の見物に出掛け全く散會せ

○横濱稅關內の兩替屋　横濱
は今回横濱稅關內に兩換屋を
納の便利に供せり右は諸外國
する手荷物は上陸の際之を
上納する規定なれど納稅取扱
にて空しく時間を費し外人は
此の手數を省く爲め特に輕便
命じ關內に兩換所を設けしめ
貨を兩換せしむる事なりと

○歌舞伎座の樂　同座は客月
日即ち五十三日目を以て千秋
々育兒院義捐の爲め三日間
ひ納めるよし

○地方通信一束

○石井知事の進退　に付き
り喜憂を異にする屬官多しと
○武田伊賀外十三名の贈位
の好文亭に執行、爲に
○宇都宮に紀念碑　を建設
萬古に留めんと既に委員を